

## 第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

### ① 第三者評価機関名

公益社団法人 岡山県社会福祉士会

### ② 評価調査者研修修了番号

SK2021218、SK2021220、SK2021221

### ③ 施設の情報

名称：岡山市仁愛館	種別：母子生活支援施設	
代表者氏名：館長 近江俊介	定員(利用人数)：20世帯(暫定2世帯)	
所在地：非公表		
TEL：非公表	ホームページ：非公表	
【施設の概要】		
開設年月日 1948(昭和23)年8月1日		
経営法人・設置主体(法人名等)：岡山市		
職員数	常勤職員：1名	非常勤職員：5名
有資格職員数		保育士：4名
施設・設備の概要	(居室等) <南棟> 2DK10室 <北棟> 2LDK2室、1LDK4室、バリアフリー室1室、浴室  ※全室にキッチン、トイレ、エアコン、家具、家電製品設置、生活用品等貸与あり。	(設備等) 共同浴場(南棟)、静養室、集会室、学習室、心理相談室、事務室

### ④ 理念・基本方針

<理念>  
母と子の権利と尊厳を擁護します。

<基本方針>  
・パートナーシップ

母と子の願いや要望を受けとめ、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援し、安定した生活の営みを形成することをめざします。

・ 自立支援

母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みをともにしながら、母と子を支援することをめざします。

・ 人権侵害防止

法令を遵守し、母と子の人権侵害を許しません。

⑤施設の特徴的な取組

・ 利用者のニーズや季節感に即した行事を計画し、開催しています。

・ 母親のための「母親常会」や、子どものための「なかよしタイム」(Xmas 会、お月見、七夕、節分、ひな祭り、子どもの日など)といったイベントを開催し、利用者同士が触れ合う機会を設けています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間 (和暦)	2024 年 8 月 1 日 (契約日) ~ 2025 年 3 月 11 日 (評価結果確定日)
前回の受審時期 (評価結果確定年度・和暦)	令和 2 年度

⑦総評

**【注記】**

今回の第三者評価における訪問調査〔2024(令和 6)年 10~2025(令和 7)1 月に実施〕は、新築された北棟竣工の直前直後に行ったため、北棟における利用者の生活状況を確認することはできませんでした。したがって、各評価項目のコメント欄の記載内容は、特に明記しない限り概ね南棟(従来からある棟)の様子を表しています。なお、南棟は 2025(令和 7)年度に大幅な改修を行う予定であり、この間、利用者は北棟に入居する予定です。さらに 2026(令和 8)年度以降は北棟と改修後の南棟を併用する予定です。今回の第三者評価は 2027(令和 9)年度まで有効ですが、評価結果および内容はあくまでも評価実施期間現在の状況であることを、あらかじめご承知おきください。

**◇特に評価が高い点**

**評価対象 I 支援の基本方針と組織(項目 1~9)**

受審施設は、岡山県内に 2 カ所しかない母子生活支援施設の一翼を担う施設です。公立施設の強みからひとり親家庭福祉の主幹課である岡山市こども福祉課(原課)や福祉事務所・地域こども相談センター(家庭児童相談室。以下同じ)、こども総合相談所(児童相談所。以下同じ)などとの連携を密にすることが可能です。

課題の一つだった建物の老朽化対策は、北棟の竣工〔2024(令和 6)年 11 月〕によって大きく改善されています。また、懸案の南棟の改修も 2025(令和 7)年度から始

まる予定です。

### 評価対象Ⅱ 施設の運営管理(項目 10～27)

公立施設の利点を生かして、関係機関との連携や岡山市がもつ機能を最大限に活用できる体制を整備しています。

受審施設が行う毎月の「職員会議」に子ども福祉課の職員が出席しており、事務方との意思疎通も図られています。また、心理面など必要に応じて、こども総合相談センターのスーパーバイザーから助言を得られる体制を整備しています。

職員の人事管理に関しては、岡山市の規程に基づき行われています。職員の大半を占める会計年度任用職員に対しても課長ヒアリングを行っているほか、受審施設独自の取り組みとして会計年度任用職員に対する「目標取組シート」も実施しています。

### 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施(項目 28～45)

母親を対象とした「常会」と子どもを対象とした「なかよし会」を月に1回開いています。その際も、必要に応じて個別に対応しています。

2024(令和6)年11月から新しい建物に移り、プライバシーが守られる環境になりました。また、職員が部屋を訪ねる時は、必ず事務所からインターホンで連絡して了解を得たうえ、2人で訪問することにしています。

緊急時対応マニュアルにより感染症発生時や事故発生時の対応、災害時の対応がすぐに出来るようになっていきます。災害に備えての備蓄品も用意されており、定期的買い直しをするようにしています。

自立支援計画は、入所時のアセスメントにより母親や子どもの意見が反映されています。また、毎月の職員会議やケース会議で支援の見直しを検討しています。

### 評価対象A サービス内容評価(A1～A25)

岡山市公設公営の受審施設のため各関係機関との連携がとれていて、毎月の職員会議には岡山市こども福祉課の職員が参加しています。同席する職員は、過去にこども総合相談所や地域こども相談センター勤務経験があるベテラン職員であり、スーパーバイザー的な役割を果たしています。会議では、情報共有や利用者の最善の利益を議論し、質の高い支援が実施されています。こうして入所前から退所後まで支援の継続ができています。

勤務形態が早番、中番、遅番と夜間(警備会社委託)に分かれていますが、細かく書かれた記録を職員間で共有するなど連携が取れています。業務日誌には母親や子どもとの日々の会話や行動も仔細に記入され、それをもとに共通した支援ができています。

### ◇改善が求められる点

#### 評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織(項目 1～9)

公立施設とはいえ、受審施設独自の計画を策定する必要があると考えます。特に

課題として挙げている支援の質(能力)の向上を図るためには、支援の向上に関する中・長期と単年度の計画策定が不可欠です。

受審施設にはほとんど決裁権がありません。主体的な施設運営ひいては支援を実施するためにも、受審施設の裁量を拡大させることはできないでしょうか。

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理(項目 10～27)

会計年度任用職員の実質的な業務内容、業務量とそれに伴う責務が、職務を越えているとも思われる状態に見受けられます。当該職員の身分保障が求められます。

2024(令和6)年9月から心理担当職員を配置しているところですが、2025(令和7)年2月1日現在、「岡山市母子生活支援施設条例施行規則」内に心理担当職員と思しき職名が見当たりません。

近年、実習生の受け入れ実績がありません。また、その前提となる受け入れ体制の整備も不十分です。岡山県内に数少ない種別の施設として、若手を育成する意味からも実習体制の充実を求めます。

施設の特性上、消極的にならざるを得ない側面もあるとは思いますが、地域との連携が図られていません。ひとり親家庭(母子家庭)の生活支援を行う専門施設として、地域社会との連携や地域福祉の推進に向けた取り組みを期待いたします。

### 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施(項目 28～45)

地域移行の際、支援の継続に関する手順書が作成されておらず、関係機関へは口頭で伝えているのみとなっています。今後は入所期間が今までより長くなることが予想されますので、手順書を作成されてはいかがでしょうか。

利用者からの相談に関する説明文書の配布や掲示がされていません。新しく入所された方が相談や意見を述べやすい環境を整えるために、対応マニュアルの作成を望みます。

### 評価対象A 内容評価(A1～A25)

入所から退所までの生活などへの支援は十分にできていますが、母子の自立支援のための専門的な支援ができていません。入所期間が短いためか、自立できないまま、また利用者へのヒアリングや記録からは退所後の不安を抱えて退所することもあるようです。退所後は福祉事務所・地域子ども相談センターがカバーしていますが、DVや虐待などの個別ケアや親子再統合、就労支援、自立支援に入所時から退所まで一貫して対応し、利用者が安心して生活できる職員配置や体制づくりを望みます\*。

支援を行う際は、職員会議でこども福祉課の職員(元こども総合相談所や地域こども相談センター経験者)から専門的助言を得て、それを各職員が堅実に実行している姿が見られます。しかし、受審施設としての主体性を発揮するためには、職員数や職種、身分保障などの再検討が必要な状態だと考えます。機関間の連絡調整や支援の指導・助言ができる職員を配置して現在いる職員と協働で支援を行えるようにされてみてはいかがでしょうか。なお、岡山市では2025(令和5)年2月、新たに社会

福祉士または精神保健福祉士資格をもつ職員(会計年度任用職員)の募集をはじめて  
います。

\* 岡山市岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課「岡山市公共施設等総合管理計画  
個別施設計画(仁愛館)」〔2020(令和2)年12月〕で課題として取り上げられていま  
す。早い対応を求めます。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

・ 第三者評価の受審により母子生活支援施設としての新たな課題について見つける  
ことができました。  
・ 利用者にとってより良い環境を作ることや、自立に向けての支援について更に向  
上できるように考えていきたいと思えます。

#### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

但し、受審施設に係る所在地、電話番号及びホームページについては、シェルター  
機能を有している施設であることを理由に、事業者から公表について同意が得られな  
かった。

## 第三者評価結果（母子生活支援施設）

### 共通評価基準（45項目）

#### 評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

##### Ⅰ－1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－1－（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－1－（1）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設の基本理念、基本方針は、2015(平成27)年度に初めて第三者評価を受審した際、改善、明文化の必要性が指摘されたことを受け、現在のそれを策定しました。いずれも施設の「しおり」に記載しており、利用希望者が見学に訪れた際や入所時に渡しています。また、事務室や南棟の廊下にも掲示し職員、利用者に周知しています。*</p> <p>* 訪問調査時は北棟開設の直前直後だったため、北棟内には掲示物はありませんでした。</p>		

##### Ⅰ－2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－2－（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ－2－（1）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全国的な情報は、全国母子生活支援施設協議会の研究大会や研修会、同会の近畿・中国・四国ブロック研修会などに職員を派遣し入手しています。また、岡山県内の情報や利用ニーズは岡山市岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課(原課)から、さらに、地域のニーズは地域こども相談センターと連携して把握、分析を行っています。このほか、最近は県内にある他の母子生活支援施設や女性支援、緊急保護シェルターを運営する団体などとの情報交換も進めています。</p>		
③	Ⅰ－2－（1）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設が直面する課題の一つだった建物の老朽化対策は、北棟の竣工</p>		

〔2024(令和6)年11月〕によって大きく改善しました。また、懸案だった南棟の改修も2025(令和7)年度から始まる予定です。さらに夜間・休日の安全管理についても警備員の配置によって保安が強化されています。受審施設におけるもっぱらの課題は入所世帯数の減少と支援体制(能力)の強化、地域との交流であり、岡山市が2023(令和5)年度に実施した「公の施設の点検結果」でも指摘されています。なお、これらの課題については「岡山市公共施設等総合管理計画 個別施設計画(仁愛館)」において改善に向けた計画が示され、その一部はすでに着手されています。

受審施設は岡山市が運営する公立施設です。行政組織上は岡山市こども福祉課の外部(現業)機関となり、同課の指揮下に入ります。したがって、受審施設の運営に関する主な決裁権は市役所本庁のこども福祉課にあります。受審施設内で運営課題を認識した場合の対応は、館長からこども福祉課(長)へ伝え、指示を仰ぐことが基本であり、受審施設単独で経営課題に対する特組みを行うことはできません。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 「岡山市子ども・子育て支援プラン2020」〔2020(令和2)年度～2024(令和6)年度〕に明記されています。また、「岡山市公共施設等総合管理計画」〔2016(平成28)年度～2025(令和7)年度〕に運営管理に関する具体的な事項が挙げられています。しかし、両計画とも運営管理に関する計画であり、支援内容(質)を方向づけるものではありません。加えて、支援に関する中・長期計画の策定が望まれます。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 「岡山市子ども・子育て支援プラン2020」や「岡山市公共施設等総合管理計画 個別施設計画(仁愛館)」を踏まえた受審施設単独の単年度計画はありません。受審施設では行事予定表を作成、配布するのみです。公立施設といえども、計画的な事業運営は欠かせません。また、上記の計画も運営管理計画に過ぎず、支援計画ではありません。評価項目3のとおり、受審施設の課題に「支援の質(能力)の向上」を挙げる以上は、中・長期計画に連動する単年度の支援に関する計画の策定は欠かせません。「c」評価とします。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在の「岡山市子ども・子育て支援プラン 2020」は 2024(令和 6)年度で計画期間が終了するため、新計画を策定する予定です。また、「岡山市公共施設等総合管理計画 個別施設計画(仁愛館)」は 2025(令和 7)年度を計画終了期と定めていますが後継計画は未定です。行事計画(事業計画)は、職員会議で施設長と職員が話し合い作成しており、毎年見直しを行って、翌年度の行事計画を策定しています。なお、本評価項目のいう「事業計画」に行事計画は含まれませんので「c」評価とします。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行事予定表は、南棟内の玄関付近や 2 階の階段上がり口付近など館内各所に掲示しています。行事予定表はイラストなどを交えて分かりやすく書いています。行事予定表は月 1 度の「母親常会」で母親に直接手渡し、説明を行っています。なお、毎月 1 回開催している利用児向けの「なかよしタイム」で、子ども向けに説明を行うことができればなお一層周知、理解が進むと考えます。本評価項目のいう「事業計画」に行事計画は含まれませんので「c」評価とします。</p>		

#### I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長と全職員が出席して月に 1 回のペースで開催する「支援会議」、加えて岡山市こども福祉課職員が出席して同じく毎月 1 回開催する「職員会議」で利用者のケースカンファレンスを行っています。また、必要に応じて岡山市こども総合相談所のスーパーバイザーから助言を得て質の向上を進めています。</p> <p>自己評価は毎年 1 回実施、第三者評価は 3 年に 1 回実施、受審していますが、受審施設独自の広報媒体をもたないため、評価結果の公表は行っていません。このほか、受審施設は 2023(令和 5)年度に岡山市が実施した「公の施設の点検」を受け、その結果を公表しています。同点検結果によると 24 時間運営体制、専門職の継続的確保、長いスパンでの支援体制の整備等の実現に向けて指定管理での運営を検討するとあります。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎回の自己評価、第三者評価結果は職員会議などの場で全職員と岡山市こども福祉課職員が共有しています。評価結果に基づく改善は適宜行っているようですが、必ずしも計画的とは言えず、改善の過程や結果を示す記録も見当たりませ</p>		



ん。せっかく評価を実施、受審しているのですから、評価結果を踏まえ継続的に改善を進めていただきたいと思います。また、改善の過程、結果は確実に記録を残していただきたいと思います。

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長の職務は「岡山市母子生活支援施設条例施行規則」に規定しています。また、毎年度の「職務分担表」(事務分掌)に職務内容を明記しており、年度はじめに職員および原課の岡山市こども福祉課に配布、周知しています。なお、事故や災害などの有事における施設長の役割と責任については「緊急時対応マニュアル」に明記しています。この「緊急時対応マニュアル」には施設長長期不在(療養)時の対応について、原課からの緊急応援要員にも分かりやすいよう写真入りチャートで示しています。</p>		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>原課のこども福祉課や地域こども相談センター、ひいては岡山市こども総合相談所などから関係法令や政策動向などに関する情報を入手しています。このほか、岡山市が運用するシステム「職員情報」からも入手することができます。さらに、岡山市総務局人事課が実施する職員研修や全国母子生活支援施設協議会、同会近畿・中国・四国ブロックなどが実施する研修も積極的に受講しています。</p>		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在の施設長は前任勤務地でひとり親家庭福祉業務に関わった経験から、受審施設に着任後も利用(入所)しやすい施設づくりや支援力の強化などに対する問題意識をもち業務にあたっています。施設長は毎月の「支援会議」および「職員会議」に出席し、利用者のケースカンファレンスに参加しています。また、必要に応じて岡山市子ども福祉課職員やこども総合相談所のスーパーバイザーから助言を得る体制を整備し、質の向上を進めています。</p>		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・②・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目 3 のとおり、受審施設における施設運営の主体は岡山市こども福祉課にあります。施設長は業務改善の必要性を認識しつつも、自らが業務改善に関する決裁権をもたないことから、こども福祉課(長)に諮り、指示を仰ぐこととなります。行政組織上のしくみとはいえ、指導力という点ではやや消極的にならざるを得ません。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## II—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設の人事に関する事務は岡山市総務局人事課が担っています。したがって、受審施設が単独で人事管理を行うことはできず、あらゆることは、こども福祉課(長)に挙げて協議を行ない、同課から人事当局へ打診する流れになります。</p> <p>評価項目 3 のとおり受審施設は支援体制(能力)の強化を運営課題の一つに挙げています。入所する母子が抱える複雑、多様な生活課題や自立に向けた支援、ひいては地域社会との連携などを考えると、少なくとも社会福祉士などの配置は必要不可欠だと考えますが、増員は見通せていません。その一方で、懸案の心理担当職員は、2024(令和6)年9月から着任しています。</p> <p>なお、2025(令和7)年2月1日現在「岡山市母子生活支援施設条例施行規則」第10条(職員)に心理担当職員と思しき職名がみあたりません。</p>		
15	II—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は岡山市の一般行政職(課長補佐級)であり、その他の職員(少年指導員及び母子支援員、心理担当職員は全員が会計年度任用職員です。正規職員である施設長は岡山市の人事基準に基づき管理を行っていますが、会計年度任用職員については人事(評価)基準がなく、評価項目 16 に後述するこども福祉課長によるヒアリングを行うのみです。なお、職務分担表(事務分掌)に記載する職務内容を踏まえ、訪問調査時の職員インタビューで具体的な業務を確認したところ、業務内容、業務量とそれに伴う責務が、会計年度任用職員の職務範囲を越えていると思われる状態に見受けられます。当該職員の身分保障が求められます。</p>		
II—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員数6人の小規模な事業所です。職員の大半を占める少年指導員及び母子支援員はベテランが多く、お互いに気心の知れた間柄の様子であり、施設長はアットホームな雰囲気職場づくりを心掛けています。なお、岡山市では全市的な取り組み</p>		

<p>として、年に1回の課長ヒアリング(受審施設の場合は、原課のこども福祉課長)を行っており、会計年度任用職員も含めて就業状況を確認しています。この他、日常的な相談に関しては施設長が相談に乗り、必要に応じてこども福祉課長へ伝えるようにしています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目14のとおり、人事に関する事務は岡山市人事課が一元的に行っており、受審施設独自に人材育成体制を整えているわけではありません。人材育成管理に関して、ことに正規職員(施設長)については全市的に実施している「目標取組制度」*を活用した育成管理を行っています。一方、会計年度任用職員には目標取組制度はありませんが、受審施設独自に目標取組シートを作成して実施しています。</p> <p>* 職員が年度はじめに年度目標を立て、中間期、年度末期に自らを振り返り、達成状況を確認する制度。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目14・17のとおり、人事管理は岡山市人事課が一元的に担っていますから受審施設が独自に基本方針や研修計画を策定し、それを実施することはありません。もっとも、職務に必要な知識、技術に関する研修については、原課のこども福祉課が予算を確保しており、例えば、評価項目19に挙げる研修のほか、「女性相談者DV相談担当職員研修会」「児童虐待研修会」などを定期的に受講しています。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長(正職員)は、市の職員育成(研修)体系に則り、段階的、継続的に研修を受講しています。また、運営や職務に必要な研修については、会計年度任用職員を含む職員を派遣しています。また、心理担当職員を採用したこともあって、こども総合相談所のスーパーバイザーから助言を得る体制も整えています。外部機関・団体が主催する研修については、施設長が内容に応じて受講を勧めています。最近では、女性を支援するNPO法人が主催する講座などにも参加しており、比較的柔軟に研修参加ができています。なお、外部機関の研修受講にあたり、施設長と職員の間で、派遣形態(勤務か勤務外か)についての共通認識を欠くケースが見受けられました。事前の調整、確認を徹底されるように願います。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		

20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>以前は、保育(施設)実習と教員免許取得にかかる介護等体験の実習を受け入れており、現在も実習に関する予算を確保しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行時に実習受け入れを中断して以来は養成校から実習依頼がなく、受け入れも行っておりません。なお、実習マニュアルを整備していないなど実習生を受け入れる前提となる体制整備は不十分です。岡山県内に数少ない母子生活支援施設の一つであり、若手を育成する意味でも実習受け入れ体制の整備を進めていただきたいと思います。</p>		

### Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の特性上、受審施設独自のホームページなどは作成していません。岡山市ホームページの「施設案内」や岡山県ホームページの「保健福祉施設・病院一覧」(WAM-NET へもリンク)などで施設名称や施設種別などの基本情報を公表していますが、事業計画・報告や予算・決算情報は掲載されていません。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>業務・予算執行に関する事務は施設長が行っています。業務に関する起案は原課のこども福祉課長の決裁を得てから執行しています。また、支出については同様の流れで上程後、会計課の決裁を得ます。さらに、予算・決算は市議会の議決を経て確定します。このほか、岡山市監査指導課による指導監査を受けています。</p>		

### Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㉗・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設は、これまで利用者の特性から地域との交流には消極的でした。利用者の中には市内の公共施設の催しなどに参加する家族もあり、受審施設も参加を勧めています。一方、職員は近隣住民とあいさつやコミュニケーションを交わし関係性を保つよう努力をしていますが、それ以上の深まりをもつには至っていま</p>		

<p>せん。</p> <p>北棟の開設を機に多目的室を設け、近隣地域との交流を行う下地づくりはできつつあります。現在は、岡山県内の他の母子生活支援施設へ視察に行くなどして地域連携の方法を模索中です。また、近くにある幼稚園との連絡や学区内の小学校からの視察の受け入れなどもはじめています。</p>		
24	<p>Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>以前はボランティアを受け入れていたこともあるようですが、近年は広く募集し受け入れるまでには至っていません。その一方で、入所する子どもの環境(人間関係)の変化を図るねらいで、学生による保育やレクリエーション、また学習支援などのボランティア活動は検討中です。とはいえ、現在はボランティアの受け入れ準備がまったくと言っていいほど整っていません。何はともあれ、まずは体制整備からはじめなければなりません。</p>		
<p>Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ－４－（２）－① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立施設の強みを生かし、原課の岡山市こども福祉課をはじめ、地域こども相談センター、こども総合相談所などとは緊密な連携関係にあります。評価項目 8 のとおり、毎月 1 度の職員会議にはこども福祉課の職員が出席するほか、支援の必要に応じてこども総合相談所のスーパーバイザーから助言を得る体制も整えています。これとは別に、最近では岡山県内で女性支援や緊急避難シェルターを運営する NPO 法人など、また、他の母子生活支援施設との交流もはじめており、今後の連携強化を模索しています。この他、利用者の退所にあたっては、ハローワークや緊急避難シェルターなどと、また、退所後は福祉事務所と連携を取り合っています。</p>		
<p>Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目 25 のとおり、関係する行政機関との連携は図っており地域の福祉行政ニーズは把握しています。しかしながら、利用者特性からこれまで地域との連携に消極的だったこともあり、地域住民の生活課題や福祉ニーズの把握などは行えていません。もっとも、最近では岡山県内で女性支援や緊急避難シェルターを運営する民間団体との関係も築きつつあります。同じく北棟の開設を機に近隣住民や幼稚園、小学校との関係性構築を検討しつつあります。現段階では「c」評価ですが、今後の取組に期待をしたいところです。</p>		
27	<p>Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

評価項目 25・26 のとおり、受審施設はこれまで地域の福祉ニーズなどを把握してきていませんでした。利用者の特性からして地域との関わりに慎重さを期す必要はあるのですが、仮に地域社会からの直接的なニーズ把握は難しいとしても、学校や女性支援、緊急避難シェルターなどを通してニーズを把握することは可能だと考えます。社会福祉法が要請する「地域福祉の推進」を進めるために、さまざまな方法を検討して、地域におけるひとり親(母子)家庭福祉を推進されるように願っています。

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ—1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念は「母と子の権利と尊厳を擁護します」としており、基本方針でも自立支援に向けた母子の意思の尊重を明示しています。毎月の職員会議や日々の意見交換により職員全員が標準化された支援を行えるようにしています。また、全国母子生活支援施設職員研修会や近畿・中国・四国ブロック研修会に参加して、職員の資質向上をはかっています。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人権擁護研修や年度当初の辞令交付時に職員へ周知しています。一例として、母親と話したい時は事務所から居室へインターホンで伝え、了解を得てから職員2人で訪問します。訪問を断られた場合は、話ができる個室で話をしています。2024(令和6)年11月には新しい建物(北棟)が完成したことから完全にプライバシーが守られる環境になりました。しかし、すべての職員が長年にわたり勤務していることから規程やマニュアルは作成されていません。早めに作成されることを望みます。</p>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所希望の見学時に「岡山市母子生活支援施設 仁愛館(しおり)」を使って説明を行っています。「しおり」には理念や基本方針が書かれており、施設の概要や部屋の写真、近隣の学校や病院、銀行や商業施設を詳しく記載することで、受審施設での生活を誰にでもわかりやすく説明しています。</p>		

31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所に先立ち、「生活のしおり」で施設での生活について十分な説明を行い、入所に必要な書面を取り交わしています。言葉の発達に課題がある子どもには、いっしょに遊びながら話をし、情緒面に課題がある母親に対しては、受審施設での生活を経験してもらいながらその都度ゆっくりと話をしています。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所時期は受審施設と福祉事務所・地域こども相談センターが検討し、母親に提案して考えてもらっています。退所にあたっては居住する地域の相談機関に問題点や今後の必要な支援を伝えています。受審施設には退所後の相談窓口も設けており、説明もしています。なお、退所者は地域こども相談センターに引き継いでいるので、関わりは続きます。退所後の1～2年は、年に1回の「おまねき会」の開催案内を出しており、今年は2世帯が参加しました。今後は支援の継続に関する手順書を作成されることを望みます。</p>		
Ⅲ—1—(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>必要に応じて、母親と関係機関や親族を交えた会議を行っています。また、母親が集まる機会として「常会」を月に1回開いており、その内容は年間計画として母親に提示されています。なお、他の人と話すことが苦手な母親には個別に対応するよう配慮しています。子どもは「なかよしタイム」を月に1回開き、季節の行事などを行っています。満足度調査は行っていませんが、気の合う職員にいつでも思っていることを話すことができます。</p>		
Ⅲ—1—(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>岡山市の苦情解決システムが整備されています。受審施設でも苦情ボックスや第三者委員会を設置しており、口頭でも説明をしていますが苦情はありません。今までは入所期間が平均6か月間と短かったこともその理由に考えられますが、施設職員との関係性がよく、その都度相談をすることができます。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時に相談や意見をいつでも受けることを伝えています。相談は他の利用者にもれないよう、居室や学習室等を利用して行っています。年齢が小さい子ども</p>		

には保健師が同席します。今後は、新しい利用者のために相談に応じる説明の文書の配布や掲示をされてはいかがでしょうか。		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母子から相談があれば、職員から施設長に報告を行い、検討したうえで迅速な対応を行っています。また、相談を受けた際の対応は日々の施設日誌に記載し、職員間でその後の対応策をその都度検討しています。しかし、支援の質のさらなる向上と母親と子どもからの信頼を高めるために相談や意見の対応マニュアルを作成されることを望みます。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>館内の安全点検とチェック表を作成し、毎月実施しています。ヒヤリハット記録簿が作成されており、日時や場所、原因・問題点・対策と今後の対応について記録されています。施設の性質上特に危険物はありません。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症のマニュアルが作成されており、感染予防対策ができています。緊急時対応マニュアルにも感染症発生時の取り組みが記載されており適切に対応できる体制が整っています。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>緊急時対応マニュアルにより災害時の対応が決められています。食料や飲料水の備蓄があり、賞味期限リストにより定期的買い直しを行っています。利用者の居室と事務所には非常用リュックサックを常備しています。また、避難訓練も定期的に行われており非常災害時避難訓練実施状況が記録されています。</p>		

### Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体では厚生労働省による「母子生活支援施設運営指針」により標準的な支援を行い、個別には職員会議のケース検討により、それぞれの利用者について話し合</p>		



<p>われています。入所理由や入後の状態により支援の方法を検討し、職員全員が共有認識しておりケース記録に記載しています。</p>		
41	<p>Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          こども福祉課の職員が同席する職員会議ではケース内容を伝え、アドバイスをもらっています。施設職員だけの支援会議では、それぞれの母親と子どもについて状況を話し合い、共通認識を持ち、支援の見直しを検討しています。</p>		
<p>Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          入所時に福祉事務所・地域こども相談センターから入所前の情報を得て状況把握し、入後は毎月聞き取りをすることで適切なアセスメントを行っています。このアセスメントにより自立支援計画を策定しています。</p>		
43	<p>Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          今までにはほとんどの利用者が半年間で退所しており、評価や見直しをすることがありませんでした。今後は新築した北棟に入所することで、自立できるまでの入所継続が考えられます。定期的なアセスメントにより自立支援計画の評価や見直しを行ってください。</p>		
<p>Ⅲ—2—（3） 支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ—2—（3）—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          個別のカルテと施設日誌にその都度記録されています。また、必要であれば職員会議にかけられ、職員会議録に記載されています。それぞれの記録は様式化されており記録者が誰であっても同じで差異はありません。</p>		
45	<p>Ⅲ—2—（3）—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          「岡山市個人情報保護法施行条例」・同「施行規則」により適切に保管管理されています。個人記録は問い合わせに備えて数年分は事務所に保管しており、それ以前の記録は保管室で管理しています。また、施設職員は入職時に岡山市の規定により個人情報保護規程の遵守を求められています。</p>		

## 内容評価基準（25項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1- (1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A-1- (1) -① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は母親と子どもの権利擁護への意識を持って取り組んでいます。特に子どもの最善の利益を考えた支援に適切に取り組んでいる様子が、ケース記録、日誌、種々の会議録に記録されています。</p>		
A-1- (2) 権利侵害への対応		
A②	A-1- (2) -① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は高い倫理観を持って日々の支援に努めています。不適切なかかわりが起こると予想される場面が起こった場合は、ケース会議や職員会議などで話し合い、職員の声掛けや対応などを詳細に検討して、利用者への権利侵害行為にならないよう気をつけていることが記録に記載されています。また、母親の特性やDVを受けた影響などについては職員自ら外部研修に参加し不適切な関わりにならないよう研鑽しています。</p>		
A③	A-1- (2) -② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用者には、日々の共同生活を送る決まりが書かれている「生活のしおり」が配布され、利用開始時に記入する「入館誓約書」にも他の利用者に迷惑をかける行為をしないと明記されています。施設内には自由に投函できる意見箱が設置され、実際に活用された例も記録にあります。利用者へのヒアリングからも不適切な行為はないと確認できました。</p>		
A④	A-1- (2) -③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は日々のかかわりの中で子どもの様子を観察し、元気がない、うつむきかげんになるなどのサインを見逃さないようにしています。また、母親からも話も聞いて、不適切なかかわりを持たないように、職員が分かりやすい言葉で粘り強く温かい声掛けを行っている様子や記録が確認できました。</p>		
A-1- (3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		

A⑤	A—1—(3)—① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月1回「母親常会」「なかよしタイム」が開催されています。その記録簿を確認すると日常生活全般について、また季節の行事・イベントで、母親と子どもの意見を取り入れながら楽しく進めていく様子や感想が記録されています。さらにその評価も行われ、次のイベントなどに生かされています。</p>		
A—1—(4) 主体性を尊重した日常生活		
A⑥	A—1—(4)—① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は母親や子どもとの日々の関わりだけでなく「母親常会」や居室の「安全点検」などでも話を聞き、母親や子どもの意見を取り入れています。例えば子どもの幼稚園グッズを母親が手作りしたいと希望した場合に、初めてでも簡単に作れるように、わかりやすくアドバイスしながら作品を完成させて、子どもが嬉しそうに持っている姿が見えました。このような支援によって母親と子どもとの日々の生活が変化していく様子が記録されています。</p>		
A⑦	A—1—(4)—② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「母親常会」「なかよしタイム」や日々のやり取りから希望を聞いています。例えば「手づくりおやつ」を母親と子どもがいっしょに作るイベントの企画を立てたときも、利用者の仕事の都合に合わせて日時を調整して、行事に参加しやすい工夫がされています。また、評価も行われ次回に生かされています。</p>		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑧	A—1—(5)—① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所の際には、福祉事務所・地域子ども相談センターと連携しながら、新しい住居で生活ができるように、受審施設で相談に応じたり、地域の支援団体を紹介したりしています。また、退所の2か月後に受審施設から手紙を送って様子を聞いたり、毎年開催されている「お招き会」に参加を促したりしています。利用者へのヒアリングで「入所中に『退所後の生活』が見えてこない。退所後のモデルがあればいいのに」との声があります。例えば、「お招き会」に退所者の同意を得たうえで利用者にも参加してもらい退所後の生活がイメージできるよう話をしてもらうなどの工夫をしてみたいかがでしょうか。</p>		

## A—2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑨	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月母親と定期面談を行い、就労、生活などの目標や課題への取り組み状況を把握しています。少年指導員及び母子支援員は全員が保育士資格をもち長年の経験による知識・技術を有しています。職員会議にはこども福祉課の職員が同席し、他機関とも連携しながら利用者の目標や課題へ納得できるアドバイスや支援を実施しています。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑩	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所前にも福祉事務所・地域こども相談センターと連携し利用者の情報の収集に努めています。また、利用者には入所時に「聞き取り用紙」を記入してもらい、抱えている課題やニーズを把握するとともに、利用者自身も課題を意識できるようにしています。生活に不足している物品等は「貸与願い」を提出することで受審施設から借りることができ、買い物などの外出に自転車の貸し出しもあります。入所まもなくは声掛けを頻繁に行い、安心して生活できるように配慮がなされています。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑪	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>福祉事務所・地域こども相談センターなどの行政機関からの情報で、利用者の生活状況を把握し、特に家庭生活の経験の少ない母親には個別支援を行っています。例えば、子どもへの手作り用品もいっしょに作る、金銭管理が苦手な場合はいっしょに簡単な家計簿をつけて家計管理の支援をするなど個別に必要な支援を行っています。利用者へのヒアリングからも、「職員から生活をどのようにすればよいか教えてもらって、一歩ずつ進んでいけている」と聞いています。</p>		
A⑫	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの特性や母親の障害などで子育てが難しい場合には、職員が声掛けの回数や見回りを増やし、不安や悩みなどを早めに発見するように努めています。子どもへの悩みには保育士として助言し、生活の場面でいっしょに関わり、どうすればよいか分かるようにしています。また、必要に応じて福祉事務所・地域こども相談センターと連携しながら、精神科への通院同行なども支援しています。利用者へのヒアリングからも頼りにしている様子がうかがえます。</p>		

A⑬	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員が日頃から積極的に利用者に対して声かけを行い、相談にのっている様子が利用者へのヒアリングや記録から確認できます。また、「母親常会」や「なかよしタイム」で母親や子どもの交流の場を設けています。2024(令和6)年9月から心理担当職員が配置され、心理的側面からもカウンセリングなどの支援が期待できます。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑭	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所前から関係機関と調整し、子どもが入所後スムーズに学校や保育所に通学・通園できるような配慮が行われています。被虐待児などの特別な配慮の必要な子どもには、声掛けの回数を増やし、訪問の時間も昼夜逆転などの子どもの特性に合わせています。必要な場合には、医療機関への受診に同行したり、受審施設の遊び場で、遊びの中で指導したりするなど、個別に対応しています。</p>		
A⑮	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設内に学習室があり、子ども向けの本や大人用の本が揃えられています。母親や子どもから進路などの相談があった場合は、学費免除や奨学金などの有用な情報を紹介しています。受審施設は公設公営なので、関係機関と連携がとりやすく、継続した支援ができています。専門職を配置すれば他の機関との連携や支援がより重層的にできるかと考えます。例えば、ソーシャルワーカー(社会福祉士)を設置するなどの工夫をされてはいかがでしょうか。</p>		
A⑯	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の子どもへの声掛けや、子どもとの遊びの中で信頼関係を作れるように努めています。母子生活支援施設の特性上、あまり外部とは接触のない環境にありますが、近隣地域の公的施設などの情報を掲示板に掲載しています。また、さまざまな寄付も受け入れています。利用者へのヒアリングからも職員に気軽に相談できる雰囲気を感じられ、その相談記録もあります。</p>		
A⑰	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用者の平均入所期間が短いこともあり、施設独自の性教育プログラムは設けられていません。建物が新しくなり、利用者の入居期間が長くなることや、また、男</p>		

<p>の子が入所してくることも考えられます。性に関する絵本や紙芝居などの教材やプログラムもあります。心理担当職員も配置されたので、一考されてはいかがでしょうか。</p>		
<p>A-2- (5) DV被害からの回避・回復</p>		
A⑱	<p>A-2- (5) -① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>前回の評価では、夜間の職員配置がなく、施設長が公用携帯を所持しているのみで、DVなどの緊急利用には対応できていませんでした。ところが、この度民間の警備会社と委託契約をして、DVにも対応できるようになっています。緊急時のマニュアルも作られており、訓練も行われています。利用者のヒアリングでも夜間の警備があるので安心できると聞いています。</p>		
A⑲	<p>A-2- (5) -② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>岡山県と「一時保護業務委託」を結びDV被害者の一時保護の受け入れができます。緊急時に職員と連絡が取れるように緊急連絡網などを作成し、対応できる体制を整えています。</p> <p>また、法テラスや法律事務所など、また、離婚調停などの裁判に地域こども相談センターと連携を取りながら同行支援を実施している記録があります。</p>		
A⑳	<p>A-2- (5) -③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>心理担当職員や職員が受容的態度で母親の話を聞いて共感しながら自己肯定感の回復を図っています。新任の心理担当職員はこども総合相談所の児童福祉司スーパーバイザーといっしょに心理面接を実施しています。職員もDV研修に参加して知識をつけています。なお、必要時には本人の同意を得て福祉事務所・地域こども相談センターと連携し、医師との情報交換や適切な支援をしている記録が確認できました。</p>		
<p>A-2- (6) 子どもの虐待状況への対応</p>		
A㉑	<p>A-2- (6) -① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>岡山市こども総合相談所や地域こども相談センターなどの行政機関から多方面にわたる情報を得て、虐待の背景などを意識した声掛けや支援が実施されています。心理担当職員は前勤務先でのカウンセリング経験などを生かして、虐待体験からの回復を支援しています。職員は「トラウマインフォームドケア」などトラウマによる傷つきを持った人への支援などの研修を受講しており、適切に支援できています。</p>		
<p>A-2- (7) 家族関係への支援</p>		

A⑳	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月の面談で、母親の家族関係や子どもへのかかわり方についての不安や悩みを受け止め、相談に応じていて、必要な場合、保健師と情報共有し支援を依頼しています。また、心理担当職員が配置されたので心理的な支援ができるようになりました。さらに、必要に応じて親族との関係調整を行うこともあります。利用者へのヒアリングから「職員が保育士なので子育てについて相談しやすく、適切なアドバイスがもらえるので安心です」ときいています。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉑	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>特に配慮が必要な利用者には、福祉事務所・地域こども相談センターなどの関係機関と密に連携を図り支援しています。利用者の緊急性や必要に応じて医療機関に同行受診し、主治医の指示で服薬を促すなど療養に関する支援を行っており、その記録も残しています。また、行政などへの提出書類の手続きは自主性をそこなわないように支援し、記録もしています。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉒	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員が福祉事務所・地域こども相談センターなどの関係機関と連携しながら、技術習得や就労に関する情報を知らせています。また、母親が仕事や病気の時や保育所を利用できないときなどに子どもを預かる「補完保育」としては行っていないが、必要時には子どもを預かっています。入所者が退所して自立するにあたって、福祉事務所や地域こども相談センター、ハローワーク、不動産屋など多岐な機関と連携していく必要があります。必要に応じて職員が同行していますが、北棟ができこれから入所人数が増えていくと考えられます。これらの機関と仲介や橋渡しの役割を担う職員を配置が望まれます。</p>		
A㉓	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は就労継続に関する悩みや相談を受けた場合、職員会議などの場で協議し、福祉事務所の生活保護担当職員や関係機関と連携していますが施設独自では動いていません。各職員は現体制の中でできる限りの支援を行われていることが記録や職員インタビューから分かります。しかし、現在の職員数や職種、身分(会計年度任用職員)、さらに受審施設の判断で多くのことを決めることができない現在の実施体制では自ずと限界があります。よりきめの細かい支援を行うために、少なくとも</p>		

評価項目 A24 に記述した職員や指導助言が可能な職員の配置が望まれます。なお、岡山市では 2025 (令和 5) 年 2 月、新たに社会福祉士または精神保健福祉士資格をもつ職員 (会計年度任用職員) の募集をはじめています。